

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 4 月 12 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目 2 - 1
札幌市中央卸売市場水産棟 4 階
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課管理係
電話：011-611-3111 FAX：011-611-3138
メールアドレス：shi-jo-nyusatsu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
中央卸売市場産業廃棄物収集運搬処分業務（その 2）
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
札幌市中央卸売市場（札幌市中央区北 12 条西 20 丁目）
- (5) 入札方法

契約については業務対象ごとの 1 単位あたりにおける単価契約とするが、入札については、仕様書等に示した業務対象ごとの単価と予定数量の積を合計した金額による総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書には、業務対象ごとの単価金額、業務対象ごとの単価に仕様書等に示す予定数量を乗じて得た金額及び入札金額を漏れなく記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「一般サービス業」「廃棄物処理業」に登録されている企業であること。
- (3) 札幌市又は北海道から廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、本業務において取扱う全ての品目に係る事業について産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を受けている者であること。
- (4) 告示日を起点とした過去 2 年間に於いて、札幌市その他の官公庁と締結した産業廃棄物の収集運搬処分に関する 1 年間以上の契約実績があること。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）により更生手続き開始の申し立てがなされているもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続の申し立てがなされている者（手続開始の決定後のものは除く。）等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。また、契約条項は札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(掲載先 URL : <https://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=33731>)
- (2) 入札書の受領期限
令和 6 年 4 月 25 日（木）17 時 00 分（送付による場合は必着）
- (3) 開札の日時及び場所
令和 6 年 4 月 26 日（金）10 時 00 分
札幌市経済観光局中央卸売市場水産棟 4 階 入札室
(札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2 - 1)
- (4) 入札書の提出方法
入札説明書による。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。